

検討事項案その5 (第5 仲裁手続の進行について)

【目次】

- 1 仲裁手続における当事者の平等及び主張立証の機会の保障について
- 2 仲裁手続の準則の決定について
- 3 職権証拠調べについて
- 4 仲裁地の決定等について
 - (1) 仲裁地の決定について
 - (2) 仲裁地以外の場所における審理について
- 5 仲裁手続の開始時期等について
 - (1) 仲裁手続の開始時期について
 - (2) 紛争を仲裁に付する申出について
 - (3) 時効中断について
- 6 仲裁手続の言語について

1 仲裁手続における当事者の平等及び主張立証の機会の保障について

【仲裁検討会資料7の 1参照】

モデル法(模範法)第18条にならい,当事者は,仲裁手続において,平等に取り扱われなければならない,主張及び立証のための十分な機会が与えられなければならないものとし,その趣旨を表す規定を設けるものとする。

【説明】

仲裁手続における当事者の平等・公平な処遇及び主張立証の機会の保障は,仲裁手続における手続基本権として観念される。

(参考)

- ・ モデル法（模範法）第18条〔当事者の平等〕
「当事者は平等に扱われなければならない。各当事者は、その主張、立証を行う十分な機会を与えられなければならない。」
- ・ ドイツ法第1042条〔手続総則〕
「(1) 当事者については公平に扱われなければならない。いずれの当事者も法的審問を保障されなければならない。」
- ・ 韓国法第19条〔当事者の同等な待遇〕
「両当事者は、仲裁手続で同等の待遇を受け、自己の事案に対して弁論できる十分な機会を与えられなければならない。」

2 仲裁手続の準則の決定について

【仲裁検討会資料7の 2 参照】

モデル法（模範法）第19条にならう、
 ア 当事者は、新仲裁法の公の秩序に関わる規定に反しない限り、合意により、仲裁廷が仲裁手続を進めるに当たって従うべき準則を定めることができ、
 イ このような合意がないときは、仲裁廷は、新仲裁法の規定に反しない限り、相当と認める手続に従って審理し、仲裁判断をすることができるものとする。

【説明】

当事者が仲裁手続のルールを定めることができ、そのような定めがない場合には、仲裁廷がその裁量で相当と認める手続ルールを設けてこれに従って仲裁手続を進めることができることは、一般に承認されている。

（参考）

- ・ モデル法第19条〔手続規則の決定〕
「(1) この法律の規定に反しない限り、当事者は、仲裁廷が手続を進めるに当たって従うべき手続規則を、自由に合意して定めることができる。
(2) かかる合意がないときは、仲裁廷は、この法律の規定に反しない限り、適当と認める方法で仲裁を進行させることができる。仲裁廷に付与された権能は、証拠の許容性、関連性、重要性及び証明力について決定する権能を含む。」
- ・ ドイツ法第1042条〔手続総則〕
「(3) このほかに、当事者は、本編の強行規定に反しない限り、手続を自ら規律し又は仲裁手続規定を引用して規律することができる。
(4) 当事者の合意がなく、かつ、本編に規定がない限り、手続規定は仲裁裁判所によって自由な裁量に従って定められる。仲裁裁判所は、証拠調べの許容性について裁判し、証拠調べを実施し、かつ、その結果を自由な心証に従い評価する権限を有する。」

- ・ 韓国法第20条〔仲裁手続〕

- 「(1) この法の強行規定に反しない限り、当事者は仲裁手続に関して合意することができる。
- (2) 第1項の合意のない場合には、仲裁判断部はこの法の規定に従って適切な方式で仲裁手続を進めることができる。この場合、仲裁判断部は、証拠の能力、関連性および証明力に関して判断する権限を有する。

3 職権証拠調べについて

【仲裁検討会資料7の 3参照】

仲裁廷による職権証拠調べについて、どのように考えるかなお検討する。

【説明】

仲裁手続にあっては、実情に精通した仲裁人が積極的に事案を解明し、また、機動的な審理を可能にして迅速な紛争解決を図る見地から、職権探知が妥当するとする理解もあり、モデル法（模範法）第26条も、仲裁廷が主導する鑑定について定めるものと解される。そこで、仲裁廷による職権証拠調べについて、規定の要否等も含め、なお検討する必要がある。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第26条〔仲裁廷による鑑定人選任〕

「(1) 当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁廷は、

 - (a) 仲裁廷が判断すべき特定の争点について意見を徴するため、1名又は複数の鑑定人を選任することができる、
 - (b) 当事者に対し、関連ある情報を鑑定人に供与すること、又は関連ある文書、物品その他の財産を検認のため提出し、もしくは検認できるようにすることを求めることができる。

(2) 当事者が別段の合意をしていない限り、当事者が要請するか仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、書面又は口頭による報告を行った後、審問に参加しなければならない。その審問において、当事者は、鑑定人に質問する機会、及び争点につき証言させるために〔他の〕鑑定証人を出席させる機会を有する。」
- ・ ドイツ法第1049条〔仲裁裁判所による鑑定人の選任〕

「(1) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、仲裁裁判所は、自らが決めた特定の問題について鑑定を実施するために、1人又は複数人の鑑定人を選任することができる。仲裁裁判所は、鑑定人が適切な情報の提供を受け、又は手続に重要なすべての書面若しくは物を閲覧し若しくはこれらに接することができるよう、当事者に対して命ずることができる。

(2) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、鑑定人は、当事者が申し立て若しくは仲裁裁判所が必要と認めるときは、書面又は口頭の鑑定意見を提出した後に、口頭弁論に出席しなければならない。弁論において、当事者は鑑定人に質問し、かつ、当事者側鑑定人（eigene Sachverständige）に争われている問題について陳述させることが

できる。

- (3) 仲裁裁判所によって選任された鑑定人については、第1036条、第1037条第1項及び第2項を準用する。」

・ 韓国法第27条〔鑑定人〕

- 「(1) 当事者間に別途の合意のない場合、仲裁判断部は特定の争点に対する鑑定のために鑑定人を指定することができる。この場合、仲裁判断部は当事者に対して鑑定人に必要な情報を提供させ、鑑定人の調査のために関連文書と物件などを提出させ、または鑑定人がそれを調べることを受忍させることができる。
- (2) 当事者間に別途の合意のない場合、仲裁判断部は職権でまたは当事者の申立てにより、鑑定人を口頭審理期日に出席させ、当事者の質問に答弁させることができる。
- (3) 第13条および第14条の規定は、仲裁判断部が指定した鑑定人に関してこれを準用する。」

4 仲裁地の決定等について

(1) 仲裁地の決定について

【仲裁検討会資料7の 参照】

モデル法（模範法）第20条にならい、
ア 当事者は、合意により仲裁地を定めることができ、
イ その合意がないときは、仲裁廷が、諸般の事情を考慮して定めるものとする。

【説明】

仲裁地は、一般に、仲裁事件の審理を行い、仲裁判断を行う地をいうが、その機能をみれば、内国仲裁判断と外国仲裁判断との区別のみならず、考え方によって、仲裁手続の準拠法等種々の場面での重要な指標となる。枠内に示した考え方は、このような重要性を要する仲裁地の決定について、原則として当事者の合意に委ね、そのような合意がない場合に仲裁廷が定めることとするものである。

この立場に立って、仲裁廷が仲裁地を定める場合には、当事者の営業所や住居所等の所在地、証人等の住居所、証拠物の所在場所等諸般の事情を考慮すべきものと考えられる。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第20条〔仲裁地〕
「(1) 当事者は、仲裁地について自由に合意することができる。かかる合意のないときは、仲裁地は、当事者の利便を含む事件の諸事情を考慮して、仲裁廷が決定する。」

- ・ ドイツ法第1043条〔仲裁地〕
「(1) 当事者は仲裁地について合意することができる。そのような合意がないときは、仲裁地は仲裁裁判所が定める。この場合には、当事者の便宜を含む事件の諸事情を考慮しなければならない。」
- ・ 韓国法第21条〔仲裁地〕
「(1) 仲裁地は当事者の合意で定める。
(2) 第1項の合意のない場合には、仲裁判断部は、当事者の便宜と当該事件に関する諸事情を考慮して仲裁地を定める。」

(2) 仲裁地以外の場所における審理について **【仲裁検討会資料7の 参照】**

モデル法（模範法）第21条第(2)項にならば、仲裁廷は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁地以外の相当と認める地において、評議、審尋及び証人又は鑑定人の尋問その他の証拠調べを行うことができるものとする。

【説明】

例えば、国際的取引をめぐる紛争を対象とし、仲裁人も国籍や住居所を異にする者となっている仲裁にあっては、審理や仲裁人間の評議を仲裁地のみで行うとすることは、かえって審理の延引と過大な費用の支出を招来するおそれがある。枠内に示した考え方は、このような不都合を避け、仲裁手続の円滑な進行を可能にするため、実際の審理等を仲裁地とは別の場所で行うことを許容するものである。

(参考)

- ・ モデル法（模範法）第20条〔仲裁地〕
「(2) 本条(1)項の規定にかかわらず、仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁人の合議、証人、鑑定人もしくは当事者の審問、又は物品その他の財産又は文書の検認のために、適当と認めるいかなる場所においても会同することができる。」
- ・ ドイツ法第1043条〔仲裁地〕
「(2) 前項の規定にかかわらず、仲裁裁判所は、裁判所が適切と考える地において、口頭弁論、証人、鑑定人若しくは当事者の尋問、仲裁人の評議、物の検証又は書面の閲覧のために、会合することができる。ただし、当事者が異なる合意をしている場合を除く。」
- ・ 韓国法第21条〔仲裁地〕
「(3) 当事者間に別途の合意のない場合には、仲裁判断部は、第1項および第2項の規定による仲裁地以外の適切な場所で、仲裁人間の協議、証人・鑑定人および当事者本人に対する尋問、物件・場所の検証または文書の閲覧をすることができる。」

5 仲裁手続の開始時期等について

(1) 仲裁手続の開始時期について

【仲裁検討会資料7の 2 参照】

仲裁手続の開始時期について、どのように考えるか、また、この点について規定を設けるべきかについて、検討する。

【説明】

モデル法（模範法）第21条は、特定の紛争について、これを仲裁に付する旨の申出を相手方が受領した日に開始するものとする。この点については、手続開始時期を定める意義に関し、時効期間の算定との関係で重要であるとして検討がされたが、時効中断については、その重要性は認識されつつ、各国でその法制に適した解決を見いだすべきであるとのUNCITRAL委員会の立場を記録に残すにとどめたという経緯がある。

そこで、仲裁手続の開始時期については、時効中断の規定振りも踏まえて、なお検討する必要がある。

ちなみに、紛争を常設仲裁機関の仲裁に付する場合にあっては、仲裁申立てが当該機関に受理された日に手続が開始するとされている場合が多いようであるが、モデル法（模範法）第21条は、当事者が合意によって仲裁手続開始時期を定めることを許容していることから、このような仲裁申立日に仲裁手続が開始するといった規定は加えないこととされたものである。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第21条〔仲裁手続の開始〕
「当事者が別段の合意をしていない限り、特定の紛争に関する仲裁手続は、かかる紛争を仲裁に付託すべき申立てを、被申立人が受領した日に開始する。」
- ・ ドイツ法第1044条〔仲裁手続の開始〕
「当事者が別段の合意をしている場合を除き、特定の紛争に関する仲裁手続は、その紛争を仲裁裁判所に付託する申立てを相手方が受領した日に開始する。この申立てには、係争物を記載し、かつ、仲裁契約を指摘しなければならない。」
- ・ 韓国法第22条〔仲裁手続の開始〕
「(1) 当事者間に別段の合意のない場合には、仲裁手続は被申立人が仲裁要請書を受領した日から開始する。」

- (2) 第1項の仲裁要請書には、当事者、紛争の対象および仲裁合意の内容を記載しなければならない。」

(2) 紛争を仲裁に付する申出について

【初出】

紛争を仲裁に付する申出の方法について、なお検討する。たとえば、当事者の合意がない限り、相手方に対する紛争を仲裁に付する申出は書面によることとし、この書面には、次のような事項を記載しなければならないものとするかどうか。

- ア 当事者
- イ 求める仲裁判断の趣旨
- ウ 紛争の要点
- エ 仲裁合意の内容

【説明】

モデル法（模範法）第21条は、紛争を仲裁に付する申出について、書面によるべきことは直接には規定していない。しかし、多くの仲裁機関では仲裁申立ては書面によるべきものとしており、ドイツ法第1044条及び韓国法第22条も同様である。

相手方に対する紛争を仲裁に付する申出や仲裁機関宛での仲裁申立てがされた事実及びその時期の確認を容易にし、また、後記(3)の時効中断を認める場合に必要となる請求の特定を確保する見地から、仲裁に付する申出や仲裁機関宛での仲裁申立ては書面によることとし、その記載事項を定めることが考えられる。

なお、昨今の通信手段の発達等に伴い、いわゆるオンライン仲裁等も普及しつつあるが、枠内に記載した考え方も、当事者の別段の合意を許容するものであることから、これらの仲裁の円滑な実施を阻害するものではないと考えられる。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）には、規定はない。
- ・ ドイツ法第1044条〔仲裁手続の開始〕（前掲）
- ・ 韓国法第22条〔仲裁手続の開始〕（前掲）

(3) 時効中断について

【仲裁検討会資料7の 1 参照】

仲裁合意の対象となっている権利について、仲裁に付する申出や仲裁申立て、あるいは仲裁手続の開始に至った場合に関し、時効中断の事由やその時期について、どのように考えるか。

【説明】

前記(1)のとおり、モデル法（模範法）には規定はない。

一方、我が国においては、仲裁合意の対象となっている権利について仲裁手続に関連して時効中断が生じることは多数の説が認めるところであるが、その法的構成や中断事由、中断時期といった具体的内容については、学説や裁判例は一致しない。

また、仲裁にあっては、仲裁申立てが取り下げられ、あるいは却下された場合、さらに、仲裁判断が後に取り消された場合の規律も視野に入れて妥当な構成を導くことが求められる。

そこで、仲裁合意の対象となっている権利の時効中断について、なお検討を継続する必要がある。

【コメント】

相手方が仲裁に付する申出の書面を受領したときに時効が中断するとの考え方
の他、機関仲裁とアドホック仲裁とを分けて規律し、前者については申立時、後者については仲裁に付する申出の書面受領時とすることも考えられる。これらについてどのように考えるか。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）には規定はない。
- ・ ドイツ民法第220条
- 「(1) 第209条から第213条まで、第215条、第216条、第218条、第219条の規定は、請求権が仲裁裁判所、特別裁判所、行政裁判所又は行政庁において行使すべきものである場合について準用する。
- (2) 仲裁契約においては、仲裁裁判官の任命がされていないとき、その他の理由によっ

て仲裁裁判官の任命を必要とするとき、又はその他の要件を満たした後でなければ仲裁裁判が開始しないときは、消滅時効は、権利者が事件の終結のために自己の側で必要とされることをすることにより、中断する。」

- * ドイツ民法第220条第(1)項で準用される規定で仲裁に関係すると思われる主要なものは、次の各かっこ内記載の事項を定めている。
- 第211条（訴えによる中断の終了時期）
 - 第212条（訴えの取下げの場合の中断効の消滅）
 - 第218条（判決によって確定した請求権の消滅時効の期間）

6 仲裁手続の言語について

【初出】

仲裁手続において用いる言語について、モデル法（模範法）第22条にならい、次のとおりとするものとする。

- (1) 当事者は、合意により、仲裁手続に用いる一又は二以上の言語を定めることができる。
- (2) (1)の合意がないときは、仲裁廷が仲裁手続に用いる一又は二以上の言語を定める。
- (3) (1)の当事者間の合意又は(2)の仲裁廷の決定により定められた一又は二以上の言語は、当該合意又は当該決定において特に定める場合を除き、当事者の書面による陳述、審問及び仲裁廷の判断、決定又はその他の事項の通知についても用いる。
- (4) 仲裁廷は、書証を提出する当事者に対し、当事者が合意し、又は仲裁廷が定めたと一又は二以上の言語によるその翻訳文を添付することを命ずることができる。

【説明】

言語の選定は、十分な主張立証及び経費の見地からも、重要な問題であることから、規定を設ける必要があると考えられる。

（参考）

・ モデル法（模範法）第22条〔言語〕

- 「(1) 当事者は、仲裁手続に用いるべき一又は複数の言語を、自由に合意して定めることができる。かかる合意のないときは、仲裁廷が、手続に用いるべき一又は複数の言語を定める。この合意又は決定は、そこに別段の定めがない限り、当事者の書面によるすべての陳述、すべての審問及び仲裁廷のすべての判断、決定又はその他の通知に適

用される。

- (2) 仲裁廷は、いずれの書証にも、当事者が合意したか仲裁廷が定めた一又は複数の言語への翻訳を付すべき旨を命じることができる。」

・ ドイツ法第1045条〔手続言語〕

- 「(1) 当事者は、仲裁手続において用いる単数又は複数の言語について合意することができる。このような合意のないときは、仲裁裁判所がこれを定める。当事者の合意又は仲裁裁判所の定めは、これらにおいて異なる定めをしている場合を除き、当事者の書面による陳述、口頭弁論、仲裁判断その他の裁判及び仲裁裁判所の通知に適用する。
- (2) 仲裁裁判所は、書証について、当事者間で合意し又は仲裁裁判所が定めた単数又は複数の言語による翻訳を添付することを命ずることができる。」

・ 韓国法第23条〔言語〕

- 「(1) 仲裁手続において使用される言語は、当事者間の合意によることとし、合意のない場合には、仲裁判断部が指定し、仲裁判断部の指定のない場合には韓国語とする。
- (2) 第1項の言語は、別途の定めのない限り、当事者の準備書面、口頭審理、仲裁判断部の仲裁判断及び決定その他意思表示に適用される。
 - (3) 仲裁判断部は、必要であると認める場合には、書証とともに第1項の言語で作成された翻訳文を提出することを当事者に命ずることができる。」